

コピー

秩水経一 285

令和6年3月15日

秩父広域市町村圏組合
水道事業経営審議会
会長 宇野二郎 様

秩父広域市町村圏組合
管理者 北堀 篤



水道料金の改定について（諮問）

秩父広域市町村圏組合水道事業経営審議会条例第1条の規定により、下記事項について諮問いたします。

記

1. 諮問事項

水道料金の改定について

2. 諮問理由

秩父広域市町村圏組合水道事業は、経営及び技術基盤の強化により、安定した経営や安全で安心な水道水を安定的に供給することを目的として、「秩父地域水道事業の統合に関する覚書」に基づき、4つの水道事業を統合し、平成28年4月1日に設立されました。

また、覚書では「統合時の水道料金は、統合前の各水道事業の料金体系によるものとし、統合後5年以内に料金の統一を行うものとする。」と定め、これに基づき、令和3年度から令和7年度までの5年間で必要な料金を算定して、料金改定率や料金体系の検討のうえ、令和3年4月1日に料金統一を実施しています。

前回設置された水道事業経営審議会から「料金改定率は平均17.91%の引き上げとすること」と答申されましたが、住民生活や企業活動に及ぼす影響を最小限に抑えるため、答申どおりの料金改定は行わずに、当時の基準料金体系である、秩父市の料金体系に統一することとしました。これにより、必要とされた料金収入に届かない不足額は、令和7年度までの5年間に限り構成市町が負担し補てんすることとしています。

その後、物価高騰により年々工事費の増大していること、電力価格高騰により施設や設備の運転経費が増大していることにより、計画時に比べて厳しい経営状況となっています。

先の能登半島地震では、多くの地域で断水が発生し、ライフラインの重要性が顕著となりました。近年災害が多発しており、いつどこで災害に見舞われるかわからない状況であることから、施設や設備の耐震化は喫緊の課題であると認識しています。

今後、人口減少等に伴う水需要の減少などから水道料金収入の減少が見込まれる中で、健全な経営を維持し、かつ山積する課題に対処していかなければなりません。

つきましては、前回の計画等に対する事業の進捗や経営環境の変化を踏まえた投資・財政バランスを見直すにあたり、次期料金改定に向けた貴審議会の意見を伺いたいものです。